

社会経済環境の変化に対応した 公衆電話の在り方について

令和 3 年 2 月
総務省
総合通信基盤局

諮問理由

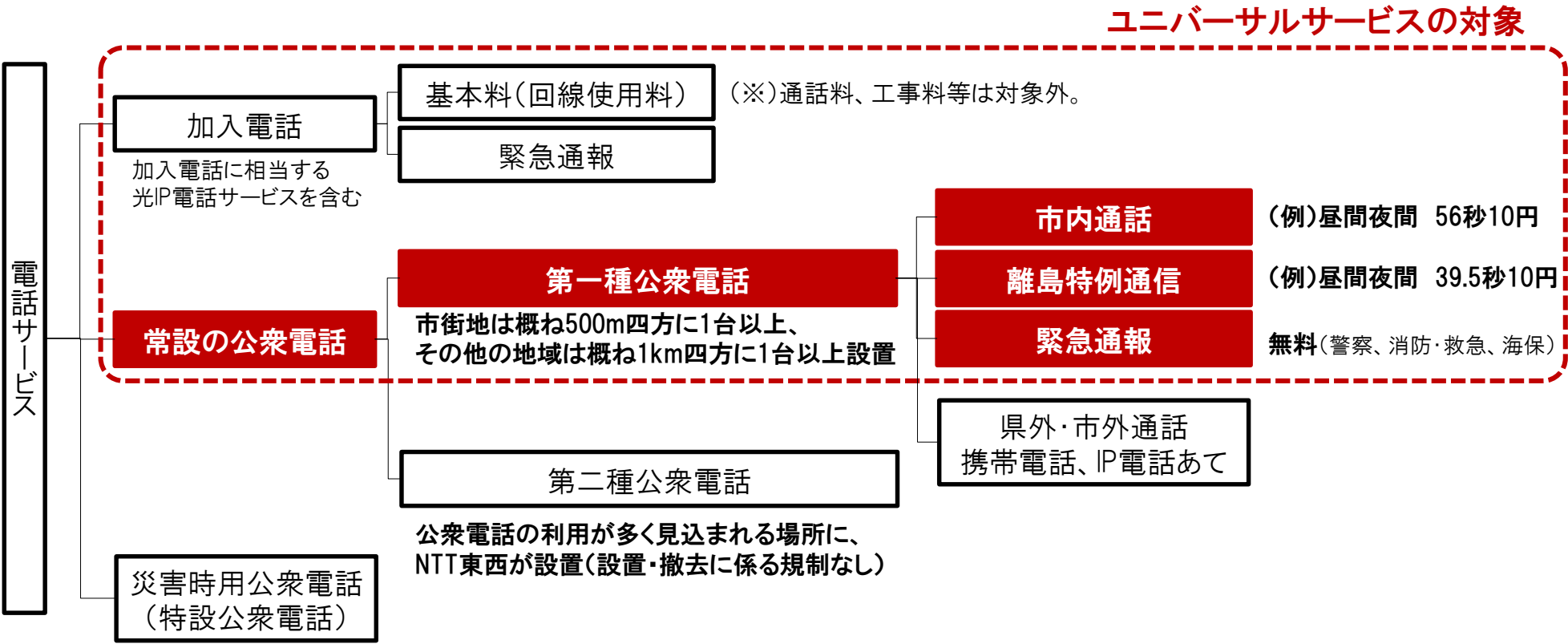
- ◆ 第一種公衆電話は、社会生活上の安全や戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)として位置づけられており、制度創設以降、設置基準や補填の考え方を維持してきている。
- ◆ モバイル通信の普及、人口減少や自然災害の頻発等、我が国の情報通信を取り巻く環境が急速に変化してきており、これまでの社会経済環境を前提とした公衆電話の在り方についても見直しが急務となってきた。
- ◆ 以上の変化に対応し、公衆電話が果たしている社会的役割を踏まえ、災害時を含めて公衆電話を将来にわたって一層有効に活用できるようにする観点から、必要な事項について検討するために諮問を行う。

答申を希望する事項

1. ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方
2. 社会経済環境の変化を見据えた設置基準等の在り方
3. 災害時用公衆電話の在り方
4. その他必要と考えられる事項

スケジュール

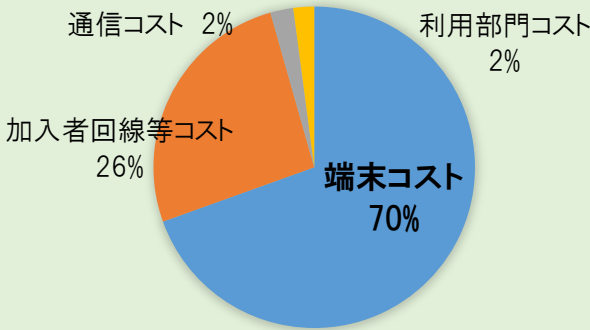
- ◆ 2021年1月に電気通信事業政策部会への付託。
- ◆ 2021年6月を目途に答申を希望。その後、答申を踏まえ、所要の制度整備を行う。



【交付金による補填・番号単価の推移(直近3年度分)】

	平成30年度認可額	令和元年度認可額	令和2年度認可額
加入電話(緊急通報含む)	28億円	28億円	29億円
第一種公衆電話(同上)	37億円	38億円	38億円
合計	65億円	66億円	67億円
番号単価	1~6月 2円 7~12月 3円	2円	1~6月 3円 7~12月 未定

公衆電話費用内訳(令和元年度計算値)



1. 公衆電話を巡る現状

1－1. 常設公衆電話について

1－2. 災害時用公衆電話について

1－3. 利用動向について

2. 【論点①】ユニバーサルサービスとの関係について

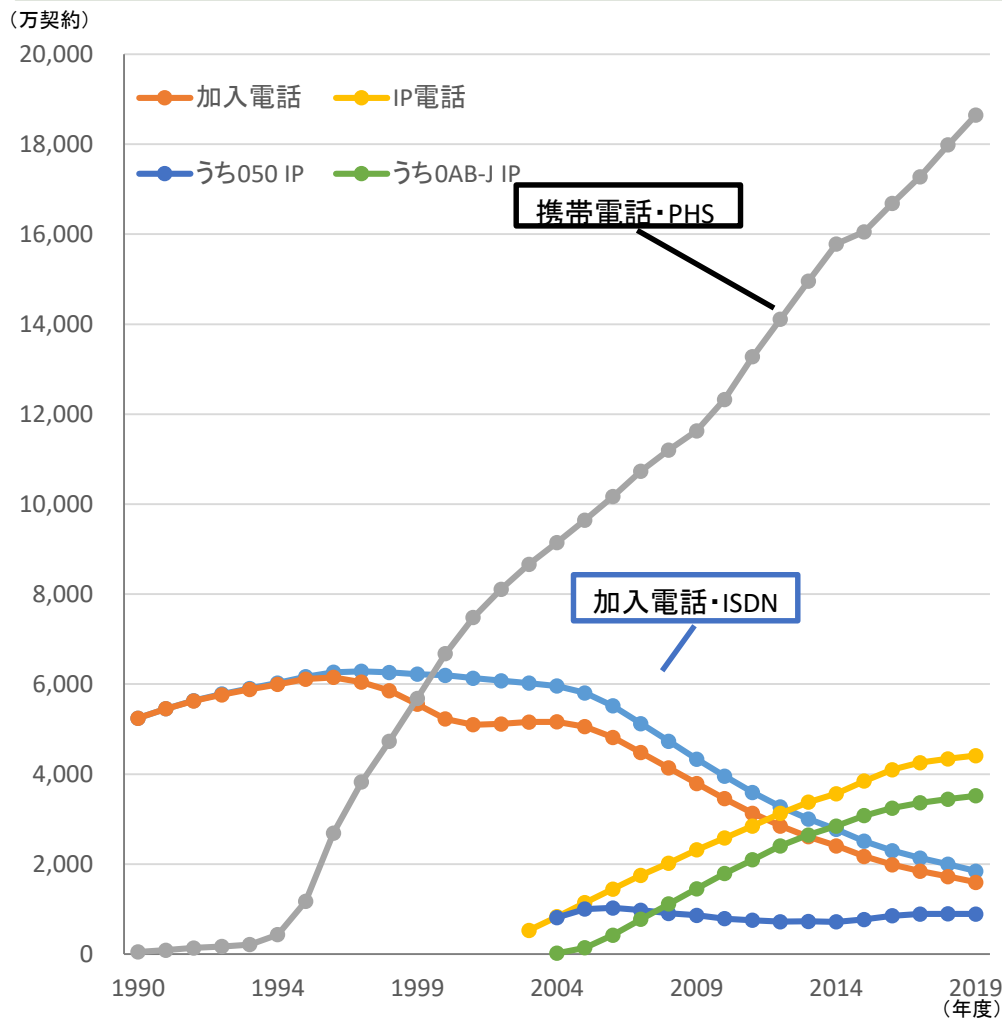
3. 【論点②】設置基準について

4. 【論点③】補填の考え方について

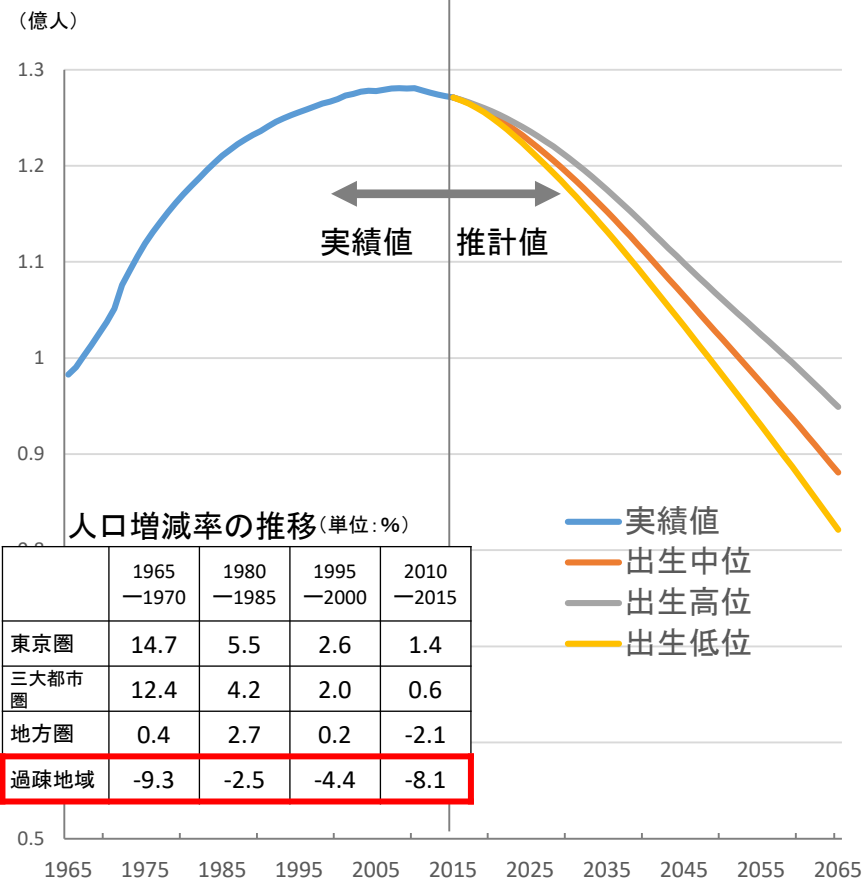
1. 公衆電話を巡る現状

- 我が国においては、移動通信サービスが急速に普及している一方、加入電話が減少し続けている。
- また、社会経済環境の大きな変化として、少子高齢化に伴う人口減少・過疎化の進展が挙げられる。

通信サービス契約数



総人口：実績値および推計値(死亡中位推計)



出典:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)を元に作成

出典:「平成30年版過疎対策の現況」をもとに作成

(総務省地域力創造グループ過疎対策室)

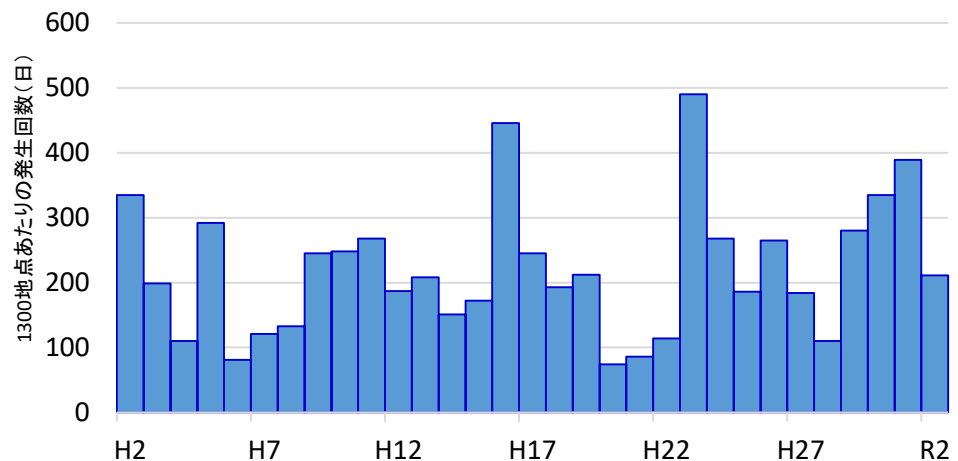
1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成31年4月1日現在。

3 三大都市圏とは、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈県の区域)、大阪圏(京都府、大阪府及び兵庫県の区域)、名古屋圏(岐阜県、愛知県及び三重県の区域)をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

- 近年、我が国においては、土砂災害をはじめとする自然災害が頻発し、被害も甚大化している。
- これにより、通信サービスへの影響が拡大しており、災害発生時のコミュニケーション手段の確保が課題となっている。

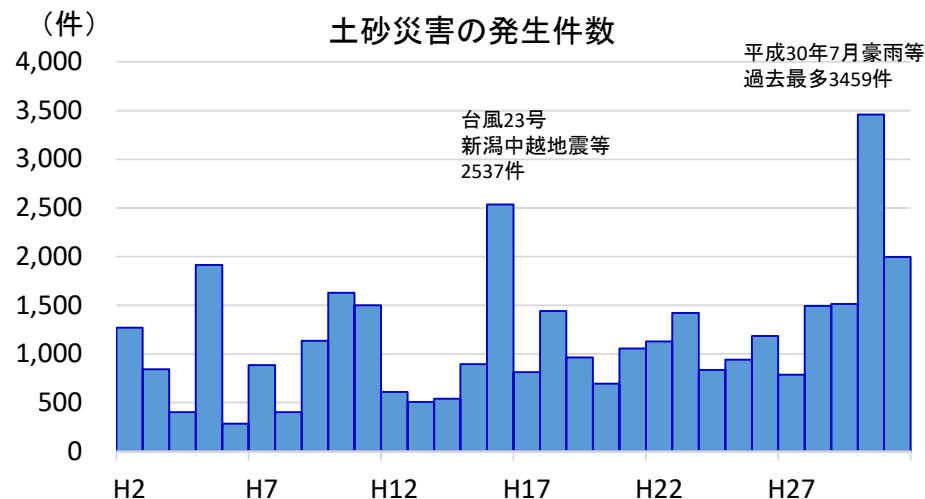
1日降水量200mm以上の年間日数



2020年度は1月から11月まで

出典: 気象庁

土砂災害の発生件数



台風23号
新潟中越地震等
2537件

平成30年7月豪雨等
過去最多3459件

出典: 国土交通省

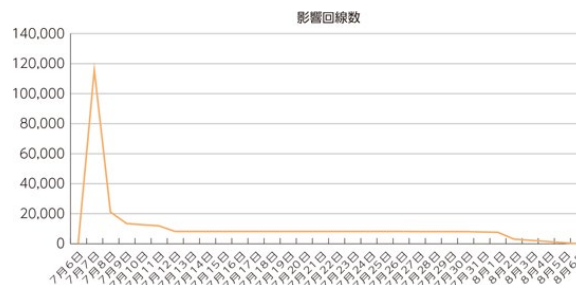
最近の災害の状況（平成30年7月豪雨の例）

【概要】

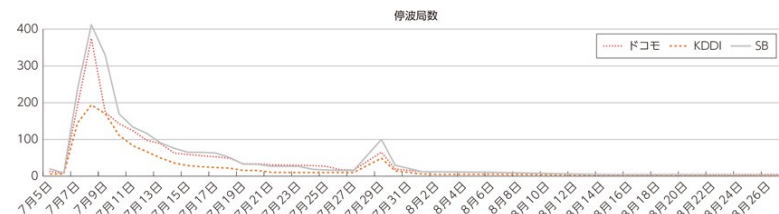
- 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）では、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、死者数が200人を超える平成で最大の水害となった。

【通信の被害状況】

固定電話・インターネットの影響回線数



携帯電話基地局の停波数

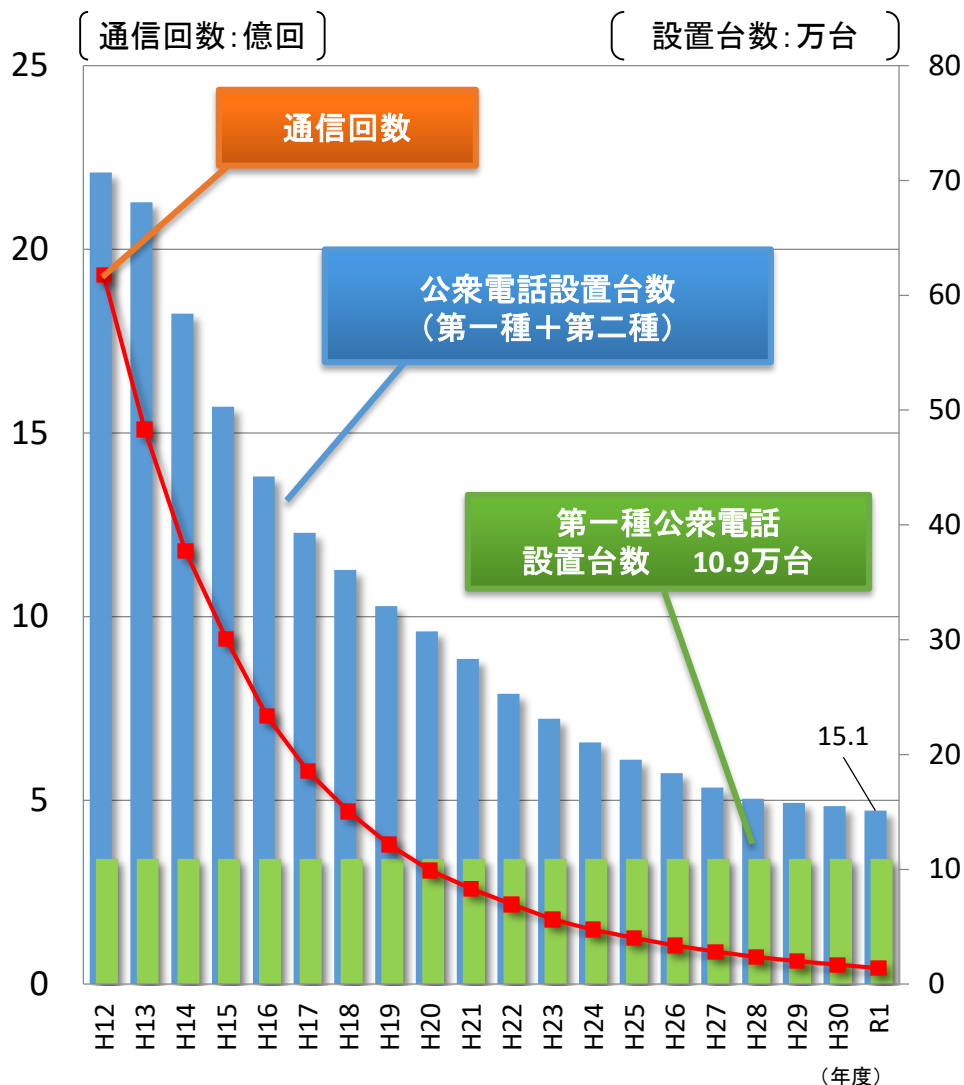


令和元年情報通信白書より

1－1. 常設公衆電話について

- 第一種公衆電話は、法令に基づき所定の台数が維持されている一方、第二種公衆電話の設置数は急速に減少している。

公衆電話設置台数及び通信回数推移



公衆電話の特徴



緊急通報時

硬貨等は不要
(受話器を上げて発信音(ツー)が聞こえない場合は緊急通報ボタンを押す必要あり)

停電時

通常時と同じ
テレホンカードは使用できない

無料化措置時

受話器を上げて発信音(ツー)が聞こえる場合は硬貨不要、聞こえない場合は硬貨投入が必要だが、通話終了後硬貨が返却される

第一種公衆電話

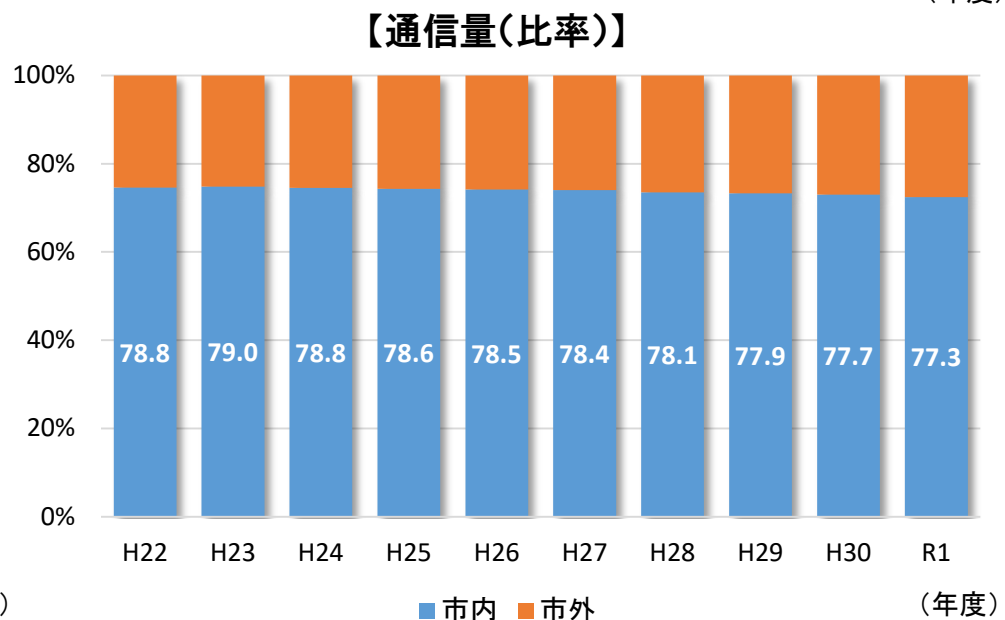
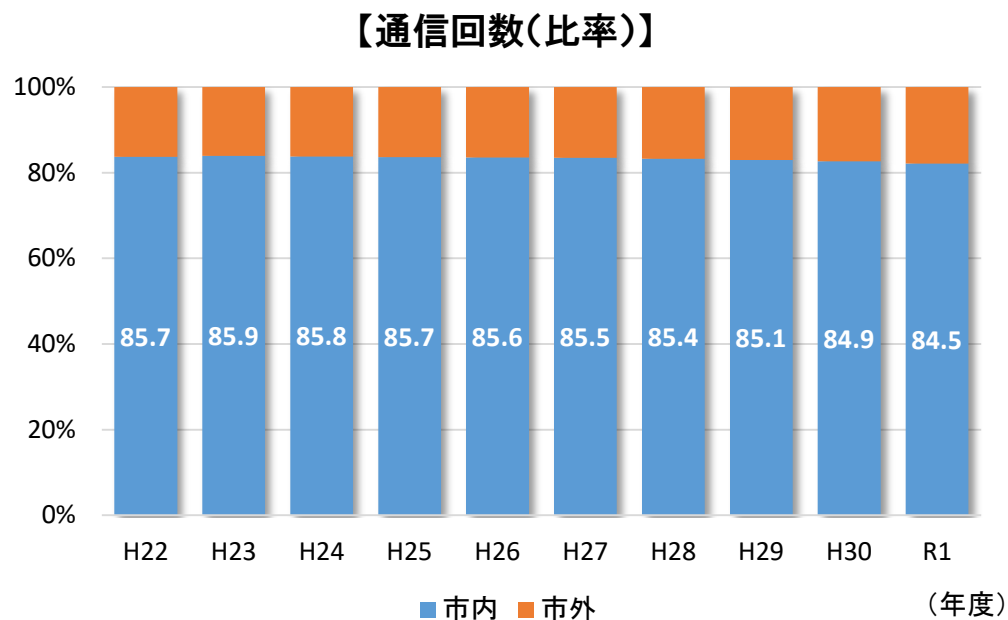
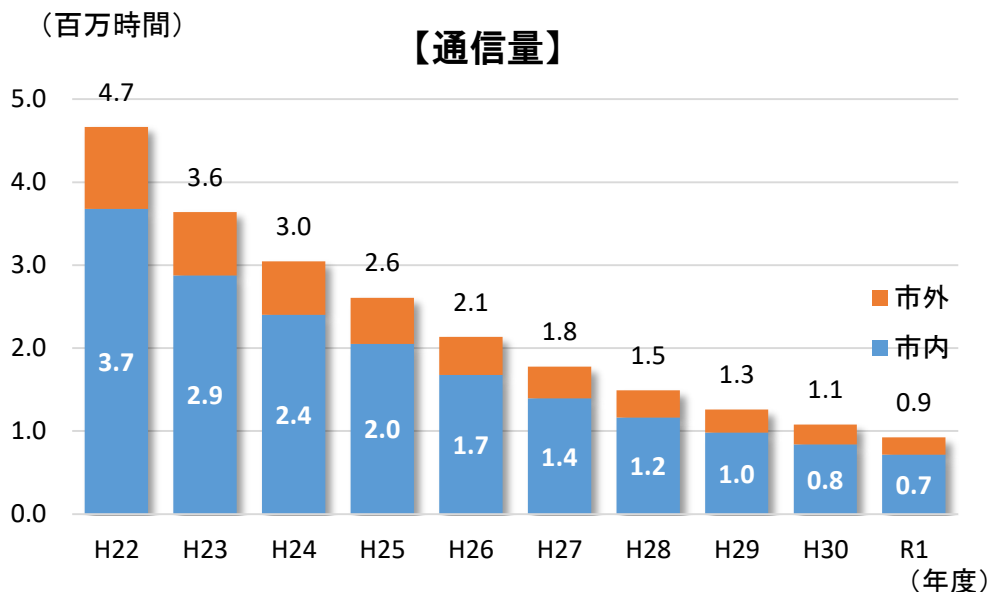
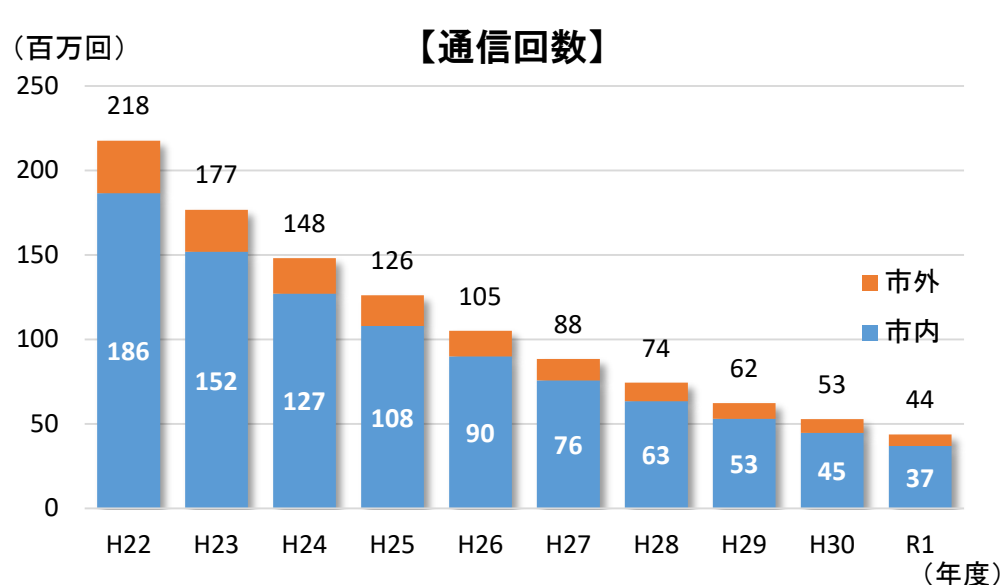
- 電気通信事業法に規定する設置基準(市街地では概ね500m四方に1台以上等)に基づいて設置。
- ユニバーサルサービスの対象となるサービスを提供。

第二種公衆電話

- NTT東西が、利用が多く見込まれる場所に設置。(需要減に応じ、NTT東西の判断で撤去。)
- ユニバーサルサービスの対象とされない。

外見によって区別できない

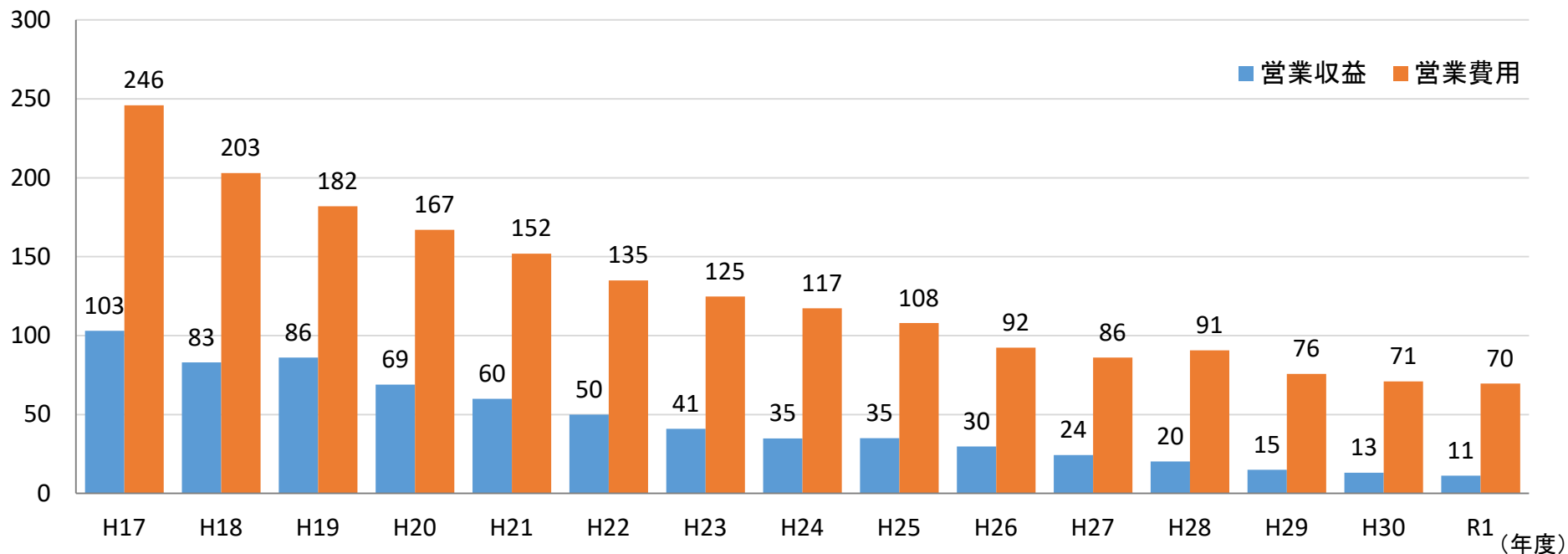
- 常設公衆電話の通信回数・通信量は、ともに減少傾向であるが、市内通話と市外通話の比率は安定的に推移している。



- 常設公衆電話の収支は悪化の一途をたどっており、とりわけ第一種公衆電話に係る赤字が大きい。

(単位:億円)

常設公衆電話の収支の推移【NTT東西合計】（公衆電話全体）



※ 指定電気通信役務損益明細表の基礎データを元に算定。ただし、上記の営業収益にはユニバーサルサービス交付金が、営業費用にはユニバーサルサービス負担金及びテレホンカード引当金繰入額が、それぞれ含まれていない。

【R元年度公衆電話の一台あたりの平均利益等】

	稼働台数(台)	1台あたり営業収益 (円/台・月)	1台あたり営業費用 (円/台・月)	1台あたり営業利益 (円/台・月)
合計	153,264	612	3,783	▲ 3,171
第一種公衆電話	108,655	454	3,861	▲ 3,407
第二種公衆電話	44,609	994	3,591	▲ 2,597

	計画数	概要
NTT東日本	▲1千個	公衆電話については、社会生活上の安全および戸外における最低限の通信手段の確保を図りつつ、利用促進及び災害等緊急時に備え、設置場所の公開など、利便性向上の取り組みに引き続き努める。なお、令和2年度末の施設数は、約68千個となる見込みである。
NTT西日本	▲3千個	公衆電話については、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段の観点から設置している公衆電話を維持しつつ、ご利用の少ない公衆電話の見直しを進めることとする。また、車いす利用者用公衆電話ボックスの継続的な維持など、福祉サービスの提供に努める。なお、令和2年度末の施設数は、約81千個となる見込みである。

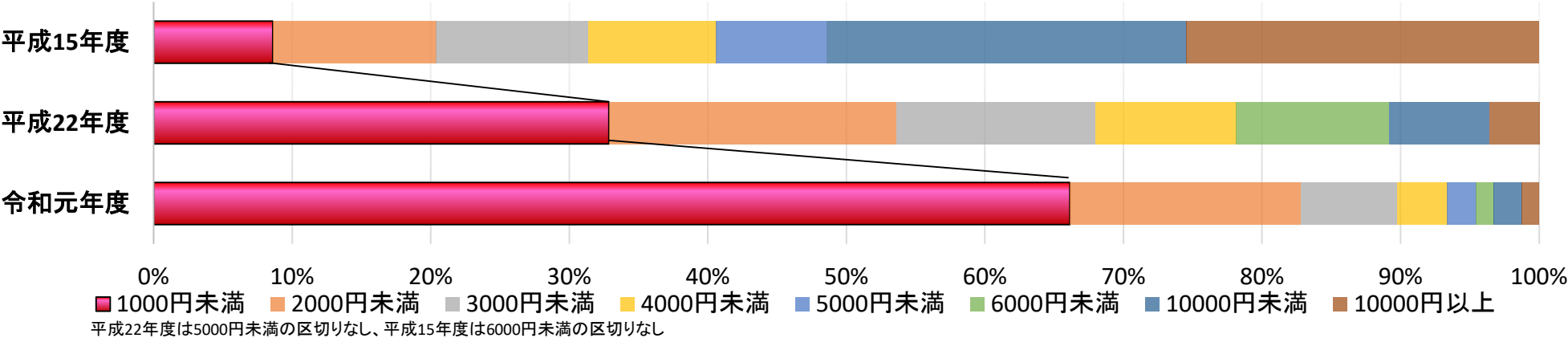
- 公衆電話全体のうち、月当たりの利用額が1000円未満の端末が過半数を占める等、収支が悪化している。

公衆電話の種別毎の利用額分布【令和元年度 全通信ベース】

	0円	1000円/月 未満	2000円/月 未満	3000円/月 未満	4000円/月 未満	5000円/月 未満	6000円/月 未満	10000円/月 未満	10000円/月 以上	合計
合計	2,126	86,155	27,224	13,428	7,384	4,339	2,665	4,477	3,515	151,313
	<1.4%>	<56.9%>	<18.0%>	<8.9%>	<4.9%>	<2.9%>	<1.8%>	<3.0%>	<2.3%>	<100.0%>
第一種	1,750	70,108	18,095	7,547	3,942	2,275	1,376	2,231	1,331	108,655
	<1.6%>	<64.5%>	<16.7%>	<6.9%>	<3.6%>	<2.1%>	<1.3%>	<2.1%>	<1.2%>	<100.0%>
第二種	376	16,047	9,129	5,881	3,442	2,064	1,289	2,246	2,184	42,658
	<0.9%>	<37.6%>	<21.4%>	<13.8%>	<8.1%>	<4.8%>	<3.0%>	<5.3%>	<5.1%>	<100.0%>

注 < >内の数値は合計に占める構成比率。
NTT東西が自主的に定める
第二種公衆電話の撤去基準

第一種公衆電話の利用額の分布【NTT東西合計】



公衆電話の設置場所の公開については、NTT東西において、過去の審議会答申を踏まえ、以下の取組を実施している。

○常設公衆電話の設置場所について、早期にウェブページ等を活用して広く公開する。

→ 以下の通り実施済み

○常設公衆電話の設置場所について、自治体等の公的機関からの要望があれば積極的に提供する。

→ 利用目的、必要情報を確認の上提供(要望に応じて、随時対応)

NTT東日本ホームページ

公衆電話 設置場所検索

公衆電話のご利用方法 利用マニュアル(PDF) 地図閲覧規約

公衆電話インフォメーション 公衆電話キッズページ

北海道
東北
関東
甲信越
新潟県
長野県
山梨県

青森県
秋田県
岩手県

屋外 終日利用可
屋外 終日利用不可
屋内 終日利用可
屋内 終日利用不可

車いすでご利用可能な公衆電話ボックス
(ご利用時間は設置している場所により異なります)

2020年12月31日のデータです。
本サイトは、概ねの設置場所を表記したものです。
設置している場所の環境によっては、ご利用いただけない場合があります。
屋内に複数台設置している場合は、集約表示しております。

NTT西日本ホームページ

公衆電話 設置場所検索

地図閲覧規約

九州・沖縄 中国 四国

福岡県 鳥取県 徳島県
佐賀県 島根県 香川県
長崎県 岡山県 愛媛県
熊本県 広島県 高知県
大分県 山口県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県

北陸 中国 近畿 東海

東日本エリアの公衆電話
設置場所情報はこちら

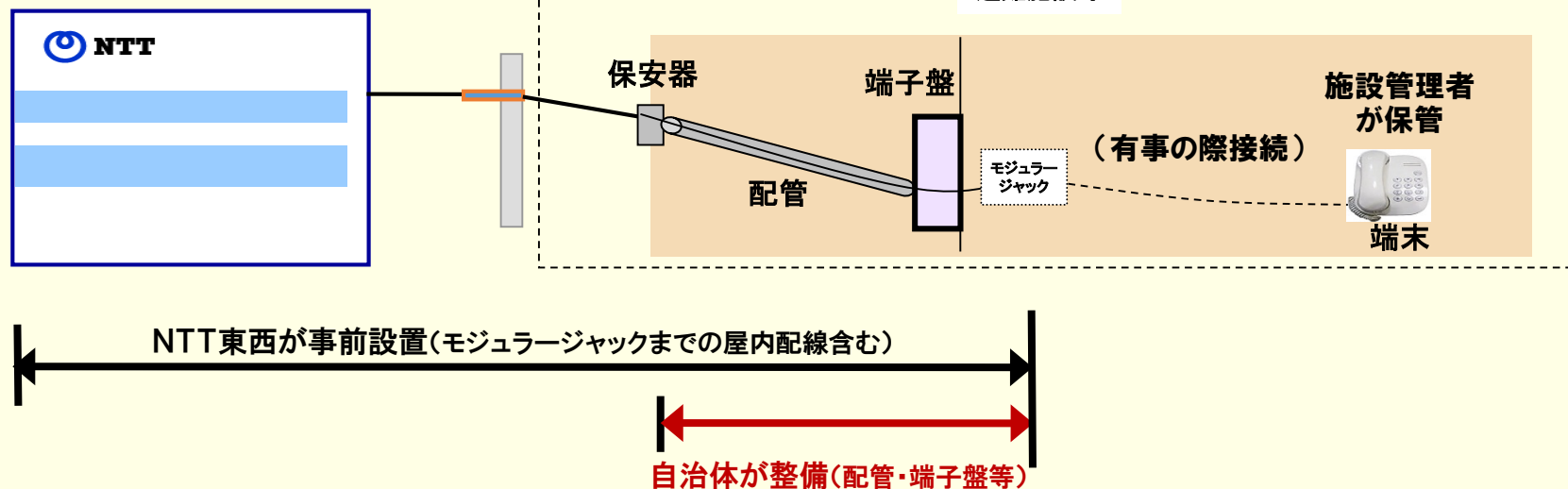
屋外 終日利用可
屋外 終日利用不可
屋内 終日利用可
屋内 終日利用不可

車いすでご利用可能な公衆電話ボックス
(ご利用時間は設置している場所により異なります)

2020年12月17日のデータです。
本サイトは、概ねの設置場所を表記したものです。
設置している場所の環境によっては、ご利用いただけない場合があります。
屋内に複数台設置している場合は、集約表示しております。

1－2. 災害時用公衆電話について

提供イメージ



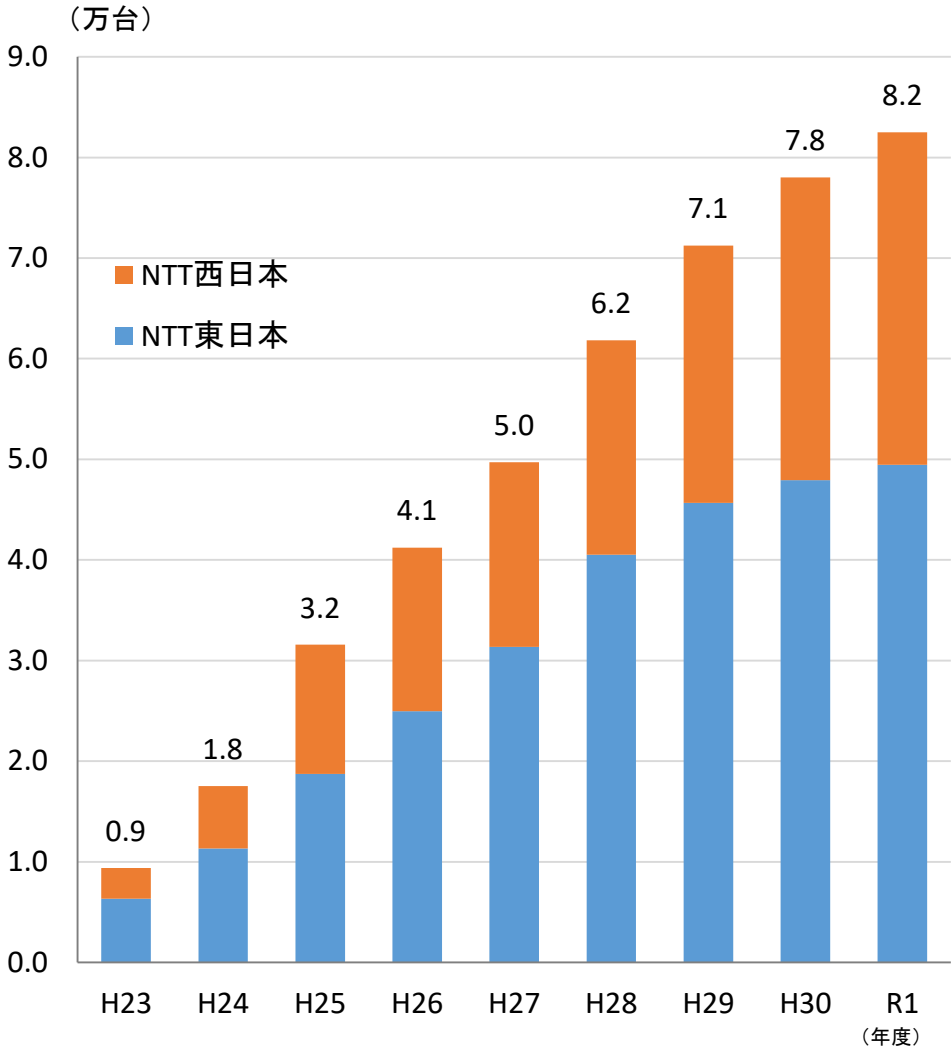
概要	平時には設置しないが、避難所開設等の場合には、端末を接続すれば電話が利用できるよう、必要な設備(回線設備、端末等)を事前に配備
対象	自治体の管理する避難所指定施設(小中学校・公民館等)のうち、自治体の了解の得られるもの
利用開始の契機	「災害救助法」が適応された大規模災害等が発生した場合又はこれに準じた状況の場合において、避難所の開設により利用を開始
設置台数基準	1～5台 (避難所指定施設の規模による)
通話料	無料
通話規制等	災害時優先指定



※災害時用公衆電話に関しては、上記の事前配備のほか、市町村等からの要望に基づき避難所へ設置するものもある。

- 自然災害の増加に伴って、災害時用公衆電話の事前配備数は着実に増加しており、第一種公衆電話の設置数に迫っている。

災害時用公衆電話の事前配備設置状況推移



東日本大震災前後の常設公衆電話の利用状況

	通信回数	
	3/11の対前日比	3月の対前年同月比
東日本全域	約10倍 (50万→500万回)	約1.3倍 (1,650万→2,200万回)
首都圏	約15倍 (27万→400万回)	約1.4倍 (1,000万→1,400万回)
岩手・宮城・福島	約6倍 (5万→ 30万回)	約1.5倍 (160万→ 250万回)

東日本大震災後の常設公衆電話の被災状況

	最大値
収容局の被災等	約 5,820台
流出・損壊	約 690台

東日本大震災における災害時用公衆電話の設置状況

	合計
設置個所数	延べ数 1,202台
設置台数	延べ数 3,930台

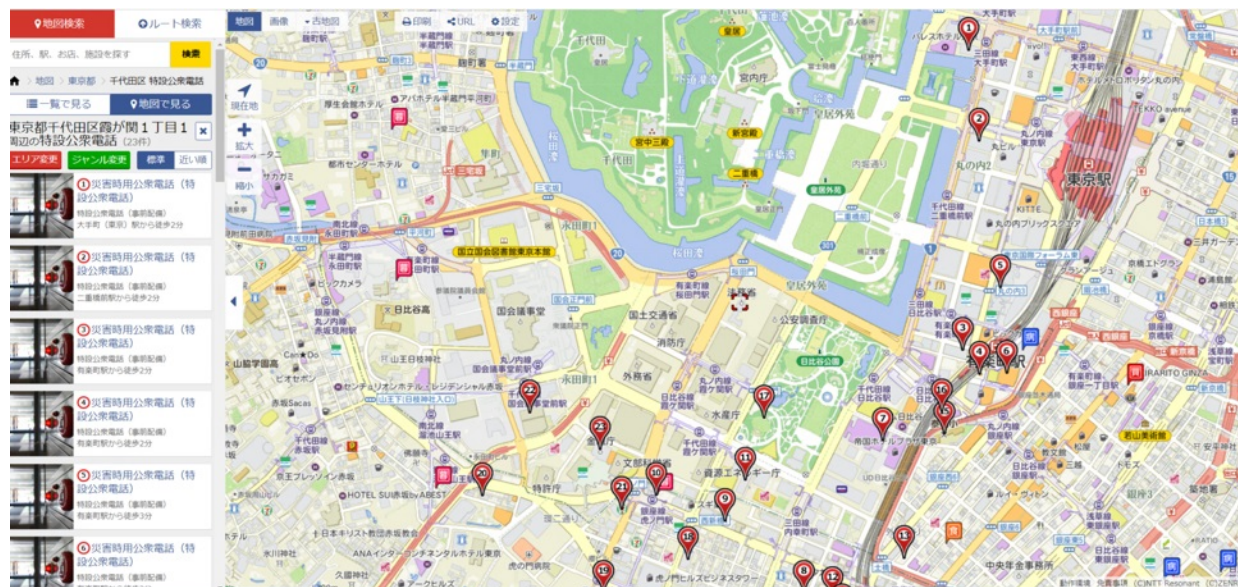
災害時用公衆電話の開設状況【NTT東西合計】

17

年度	災害名	設置都道府県	設置期間	設置箇所数（延べ数）	設置台数（延べ数）
2019年 令和元年	台風8号	福岡県	8/5～8/8	1箇所	1台
	台風10号	京都府	8/15～8/16	49箇所	72台
		岡山県	8/15	8箇所	12台
	台風11号	和歌山県	8/14～8/16	45箇所	67台
	豪雨災害	佐賀県	8/27～10/21	83箇所	136台
	台風15号	千葉県	9/8～10/11	27箇所	47台
		東京都	9/12～9/30	1箇所	1台
	台風19号	岩手県	10/12～10/27	9箇所	11台
		宮城県	10/12～12/29	184箇所	520台
		山形県	10/12～10/13	7箇所	7台
		福島県	10/12～3/23	17箇所	42台
		茨城県	10/12～11/9	12箇所	45台
		群馬県	10/11～10/19	5箇所	9台
		埼玉県	10/12～11/3	14箇所	30台
		千葉県	10/11～12/27	64箇所	127台
		東京都	10/12～10/13	27箇所	113台
		長野県	10/11～12/16	30箇所	34台
		京都府	10/12	49箇所	72台
合計				632箇所	1,346台

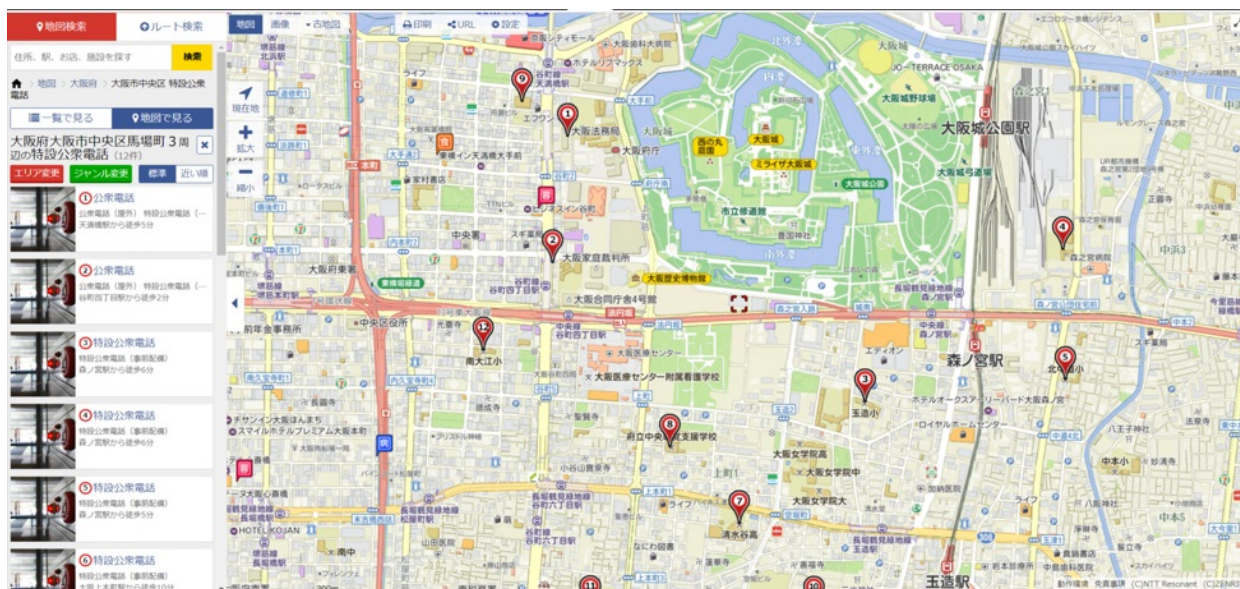
年度	災害名	設置都道府県	設置期間	設置箇所数（延べ数）	設置台数（延べ数）
2020年 令和 2 年	大雨	京都府	6/13～6/13	12箇所	20台
	令和2年7月 豪雨	岐阜県	7/7～7/21	2箇所	4台
		和歌山県	7/6～7/9	25箇所	63台
		福岡県	7/6～8/14	26箇所	27台
		佐賀県	7/9～7/12	50箇所	65台
		長崎県	7/6～7/12	22箇所	22台
		熊本県	7/6～12/28	16箇所	19台
		大分県	7/8～7/25	1箇所	2台
		鹿児島県	6/27～7/11	201箇所	376台
	台風9号、10号	福岡県	9/2～9/7	47箇所	51台
		佐賀県	9/6～9/7	41箇所	52台
		長崎県	9/2～9/7	52箇所	75台
		熊本県	9/4～9/7	9箇所	9台
		大分県	9/5～9/7	24箇所	52台
		宮崎県	9/6～9/7	11箇所	14台
		鹿児島県	9/4～9/7	882箇所	1,270台
合計				1,421箇所	2,121台

- 災害時用公衆電話については、NTT東西のホームページにおいて、設置場所が公表されている。



← NTT東日本ホームページより

NTT西日本ホームページより →



1－3. 利用動向について

- 総務省において、公衆電話を含むユニバーサルサービスに関する利用者アンケートを実施。

1 調査期間

令和2年11月～12月

2 調査方法

インターネット調査モニターに対するwebアンケート調査

3 調査対象

15歳から85歳の男女

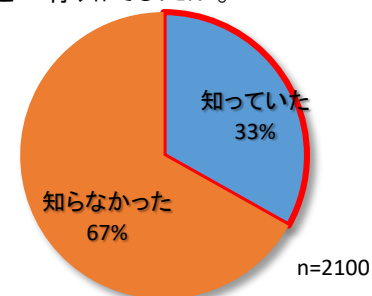
4 調査対象地域

日本全国

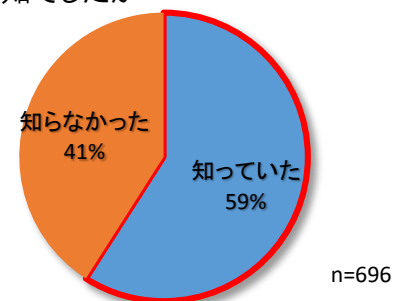
5 サンプル数

2100人

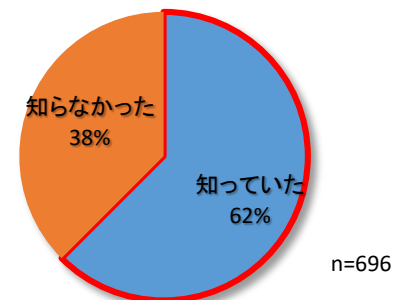
Q1. 電話の「ユニバーサルサービス制度」が存在することをご存知でしたか。



Q2. 対象となるユニバーサルサービスの内容についてご存知でしたか

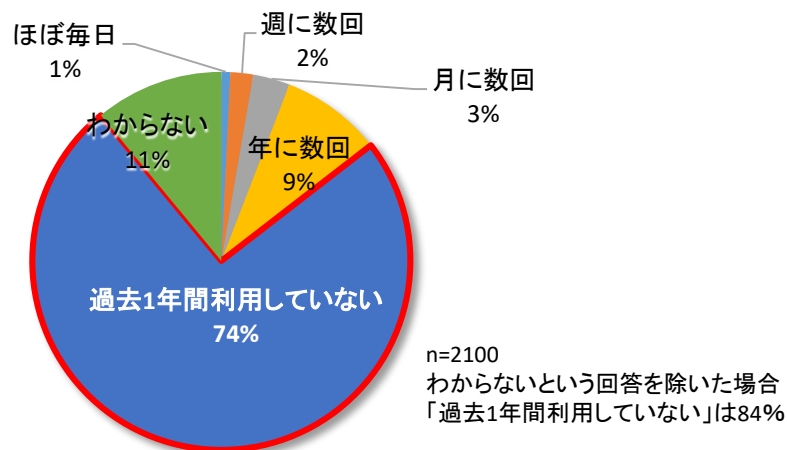


Q3. ユニバーサルサービス料金が1電話番号当たり現在月額2円であることをご存知でしたか

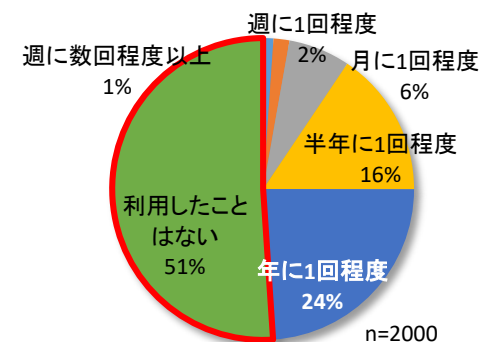


- 公衆電話の利用頻度については、「過去1年間利用していない」との回答が大半を占めている。
- 公衆電話を使用した理由については、「携帯電話を忘れた」や「携帯電話の故障」等が最も多い一方、公衆電話を利用しなかった理由は、「携帯電話があるから」が最も多く、携帯電話と代替性のあるサービスとして受け止められていることが窺える。

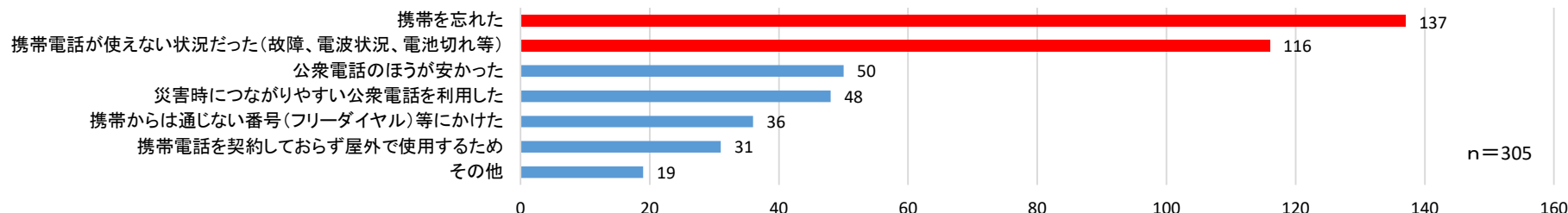
Q4. 過去1年間における公衆電話の利用頻度はどのくらいですか。



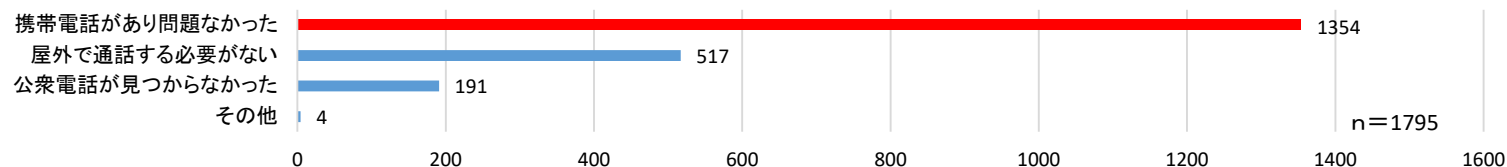
(参考) 平成23年度 アンケート調査
過去1年間における公衆電話の利用頻度はどのくらいですか。



Q5. 携帯電話・モバイル端末を使わずに公衆電話を利用した理由は何ですか

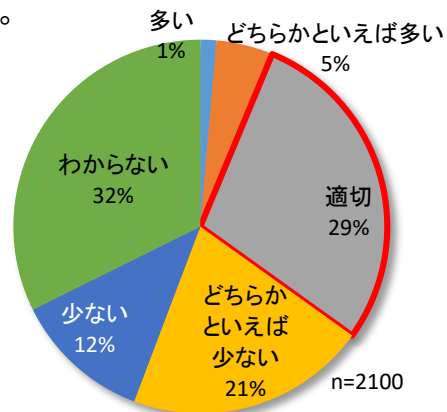


Q6. 公衆電話を利用しなかった理由は何ですか。

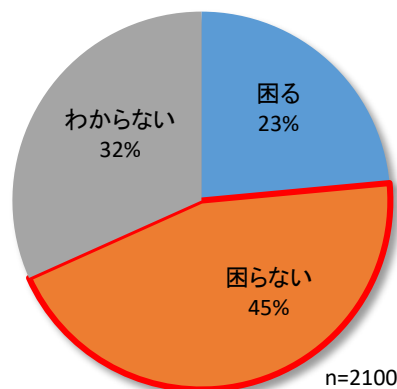


- 公衆電話の設置台数については、「適切」・「どちらかといえば少ない」との回答が多いが、公衆電話の設置台数を減らすことについては、「困らない」が一番多い。他方、公衆電話が見つからなくて困った経験がある人も、3割程度存在している。
- 公衆電話があると便利な場所については、「駅、バスターミナル」が一番多く、「病院」が続く。

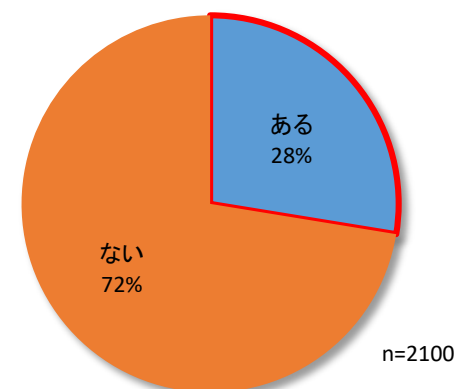
Q7. あなたの生活圏において、現在の公衆電話の設置台数は適切だと思いますか。



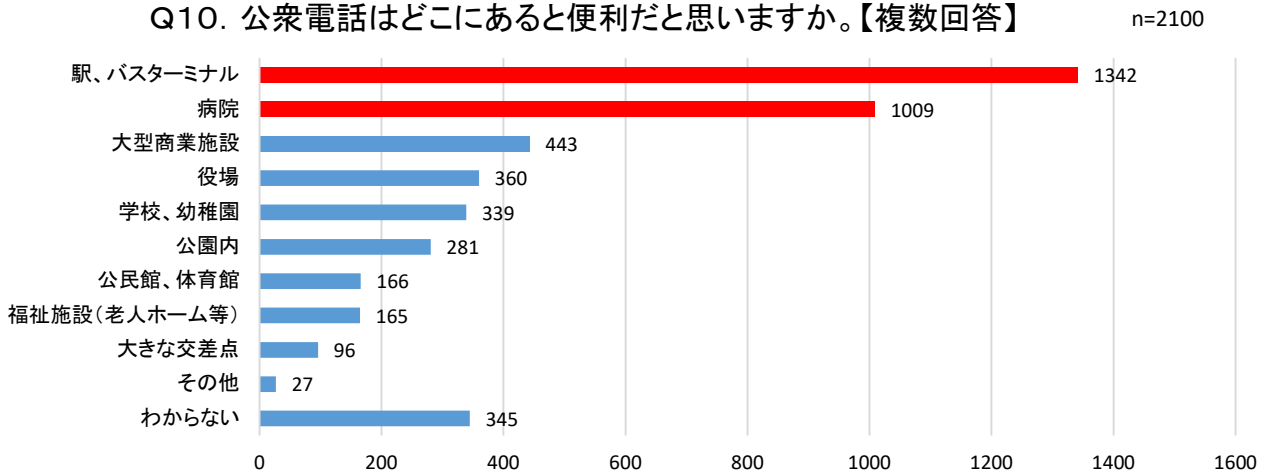
Q8. あなたの生活圏において、公衆電話の設置台数を減らすことについてどう思いますか。



Q9. 公衆電話が見つからなくて困ったことはありますか。

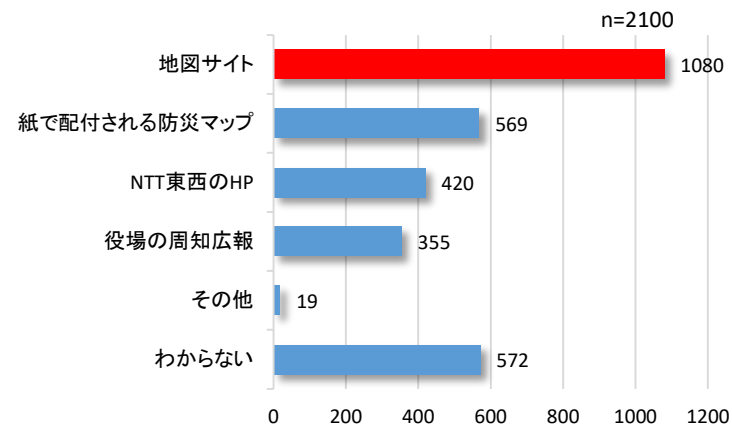


Q10. 公衆電話はどこにあると便利だと思いますか。【複数回答】



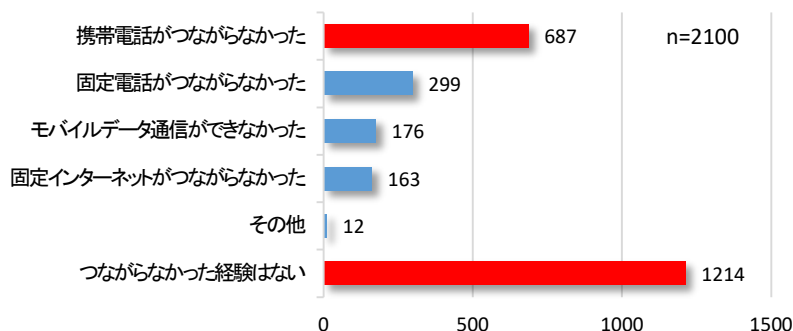
※それぞれ、施設内及びその周辺を含む

Q11. 公衆電話の設置場所についてどのような形で周知されたらよいと思いますか。【複数回答】

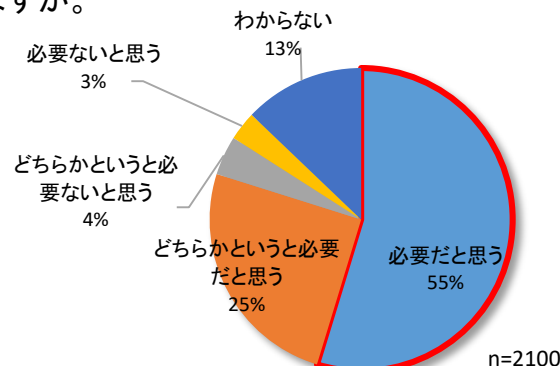


- 災害発生時、5割近くが何らかの通信手段の障害が生じた経験があると回答している。
- 災害時に公衆電話については、「必要だと思う」が5割を超えている。
- 災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとすることについて、約4割が許容している。また、負担額が増える場合については、「1円以下」が約2割、「2円以下」と合わせると約4割が許容している。

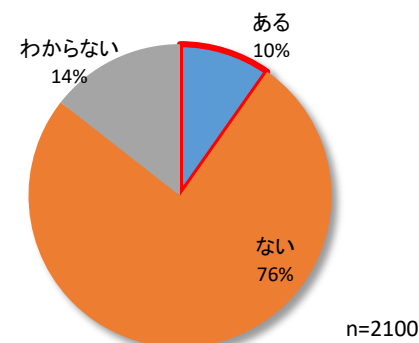
Q12. 災害発生時に通信手段に障害が生じた経験がありますか。【複数回答】



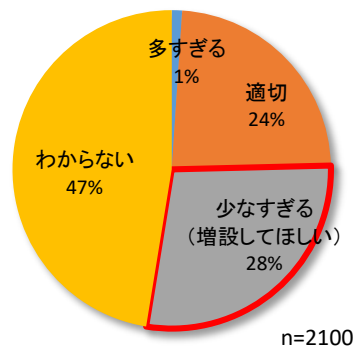
Q13. 災害時に公衆電話は必要だと思いますか。



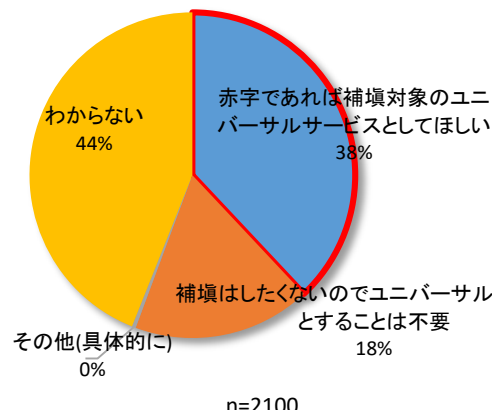
Q14. 災害時に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を利用したことがありますか。



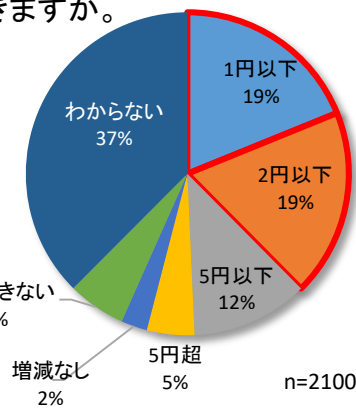
Q15. 災害時の特設公衆電話の数は適切だと思いますか。



Q16. 災害時の特設公衆電話はユニバーサルサービス対象となっておりますが、サービス対象とすることについてどう思いますか。



Q17. 災害時の特設公衆電話をユニバーサルサービス化することにより負担額が増えることになった場合、どの程度であれば許容できますか。



2. 【論点①】ユニバーサルサービスとの関係について

現状

- 第一種公衆電話については、①社会生活上の安全、②戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、加入電話に相当する部分(端末料金、市内通話料金等)について、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)と位置づけられている。
- これまで、モバイル通信の普及に伴い、戸外における通信手段としての意義が乏しくなっているのではないかと指摘を踏まえ、公衆電話をユニバーサルサービスの対象から除外すべきではないかとの検討が行われたことがあるが、過去の審議会答申等においては、以下の理由により、引き続き、対象とすべきと整理されてきた。
 - ① 「社会生活上の安全」については、公衆電話が災害時に全数が優先接続の対象となり、停電時も局給電により通話可能である等、災害時に一定の役割を発揮することが期待されていること。
 - ② 「戸外における最低限の通信手段」については、携帯電話を利用できない者・場面を含めて、全ての国民や外国人等が、事前契約なく利用できる等の点で、公衆電話に代わる「戸外における最低限の通信手段」が見当たらないこと。

論点(案)

- 情報通信を取り巻く環境が大きく変化している中で、公衆電話が果たす役割を踏まえ、第一種公衆電話について、引き続き、ユニバーサルサービスとして位置づけるべきか。
 - 「社会生活上の安全」について、公衆電話が災害時に果たす役割等を踏まえて、引き続き必要と考えるべきか。
(ユニバーサルサービスの対象となっているのは常設公衆電話であり、災害時用公衆電話は対象外であることにも留意。)
 - 「戸外における最低限の通信手段」について、携帯電話が果たしている役割等を踏まえて、引き続き必要と考えるべきか。
(携帯電話の普及状況、ユニバーサルサービスとして位置づけられていないこと等にも留意。)
 - その他、環境変化への対応の観点から、将来的に検討すべき課題はないか。

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の第二次答申(H14.2.13 電気通信審議会答申)

2 基礎的電気通信役務の対象範囲等

(3) 公衆電話の取扱い

(a) 公衆電話の意義

① (略)

② しかしながら、災害時等における優先電話としての指定が一部に留まっている移動電話と比較すると、公衆電話は全数が災害時等における優先電話として扱われており、また、公衆電話は、移動電話のような個別の加入契約が不要であるため、必要の際には国民全てが利用可能であること等を考慮すると、依然として、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段として公衆電話を基礎的電気通信役務の範囲に含める意義があると考えられる。

ユニバーサルサービス制度の在り方について(H20.12.16 情報通信審議会答申)

第1節 ユニバーサルサービスの範囲

イ 公衆電話

以上のことから、(中略)戸外における最低限の通信手段としての公衆電話の役割が従前に比べ低下してきていることは否定できないところである。しかし、携帯電話の不感地域がまだ残されているとともに、外出先で携帯電話等を手軽に借りることができる状況にはないなど、公衆電話の役割を完全に代替できる戸外の通信手段は、携帯電話を含め、いまだ登場してきていないと判断されるところである。さらに、(中略) 利用者の意識として、第一種公衆電話をユニバーサルサービスの対象とすることが必要との声の大きいことを鑑みると、少なくとも現時点においては、第一種公衆電話をユニバーサルサービスの補てんの対象から外すことは適切ではない。

災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(H24.3.1 情報通信審議会答申)

第3章 災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方を踏まえたユニバーサルサービス制度の在り方

第1節 基本的な考え方

(2) 基本的な考え方

(略)

現にユニバーサルサービスとなっている第一種公衆電話(市内通信・離島特例通信・緊急通報)は、平時・災害等緊急時の利用を前提として設置されているものであることから、災害等緊急時において第一種公衆電話(市内通信・離島特例通信・緊急通報)により提供される電気通信役務は当然にユニバーサルサービスとなり、それに要する所要の費用はユニバーサルサービス制度による補填の対象となるものである。(略)

3. 【論点②】設置基準について

現状

- 第一種公衆電話については、ユニバーサルサービス基金稼働時の台数(10万9千台)を維持する観点から、「一定の移動可能圏内に一台ずつ」設置することとしている。
- 具体的には、基礎的電気通信役務の定義として、「市街地では、概ね500メートル四方に1台」、「その他の地域では、概ね1キロメートル四方に1台」の基準により設置される第一種公衆電話の市内通信等としており、「メッシュ基準」を採用している。

[メッシュ基準(詳細)]

- ① 第一種公衆電話の定義として、市街地で概ね500m四方に1台等の設置基準を規定(事業法施行規則第14条第2項)
- ② 交付金を受ける基準として、第一種公衆電話機の設置状況が、(1)上記①の設置基準を満たし、かつ、(2)設置台数が告示で定める都道府県毎の基準を満たしていることとしている。(同施行規則第40条の6第2号)
- ③ 上記②(2)の設置台数を定める告示において、都道府県ごとに、メッシュ総数の一定割合以上の第一種公衆電話機の設置を維持することを規定している(メッシュ総数の変動を加味。条件不利地域においては、柔軟な設置を許容している)。

(※)メッシュは、特定の地域を緯度経度で網の目に区分する一般的な統計手法であり、公衆電話においては、国勢調査に用いる標準地域メッシュ(昭和48年行政管理庁告示第143号)に基づいて、「基準地域メッシュ」(1km四方)と「分割地域メッシュ」(500m四方)を採用。

論点(案)

- 情報通信を取り巻く環境変化等を踏まえ、公衆電話について、真に必要なサービスの維持と効率化の両立を図る観点から、ユニバーサルサービスとして最低限維持すべき第一種公衆電話の設置基準についてどう考えるか。

- 単位面積当たりの設置密度を示す「メッシュ基準」の考え方を維持すべきか。
- 「メッシュ基準」を維持する場合、現行の「500m四方に1台」等という考え方を維持すべきか。

※過去の検討(平成17年答申)では、設置台数は、一般信書便事業者の差出箱数(約10万カ所)と同等であることから維持すべきとし、メッシュ基準についても、高速道路における非常電話の設置基準と同等であること等により「維持すべき」とされている。

- 災害時用公衆電話の利用の高まりを踏まえ、設置基準において災害対応の観点を加味すべきか。
- その他、環境変化に対応するため、設置基準において利用ニーズへの柔軟な対応を盛り込むべきか。

ユニバーサルサービス基金制度の在り方(H17.10.25 情報通信審議会答申)

第2章 ユニバーサルサービス基金による補填の対象等

第4節 補填の対象となる具体的役務

1 補填の対象となる具体的役務

エ 公衆電話

(略)

5 第一種公衆電話が戸外における最低限の通信手段であるためには、一定の移動可能圏内に一つは存在する必要がある。図表3(略)のとおり第一種公衆電話機の数と主な公共的設備等の全国における数を比較すると、第一種公衆電話機の設置台数は一般信書便事業者に課される差出箱数とほぼ同じであり、その設置基準は高速道路における非常電話の設置基準とほぼ同じであることを勘案すると、現行基準は最低限の通信手段の設置基準としては、過剰とは言えないと考えられる。

図表3 設置台数等の比較

1. 公衆電話の設置台数等

- (1) 第一種公衆電話 約109,000台
(市街地はおおむね500m四方に1台、それ以外の地域はおおむね1km四方に1台)
- (2) 第二種公衆電話 約333,000台
- (3) 公衆電話計 約442,000台
(平成16年度末)

2. 公衆電話との比較

- (1) ポスト(日本郵政公社)の数 約188,000ヶ所
- (2) 差出箱(信書便事業者)の数 約100,000ヶ所
(一般信書便事業者の参入に当たって設置義務を課される差出箱数)
- (3) ガソリンスタンド 約50,000ヶ所
- (4) コンビニエンスストア 約40,000ヶ所
- (5) 郵便局 約24,700ヶ所
- (6) 小学校 約23,400カ所 (H16.5.1現在)
- (7) 警察署 約15,300カ所 (うち警察署1,267、交番6,509、駐在所7,592)

(参考) 高速道路に設置される非常電話 (合計) 約22,000台
 首都高速 : 500mおきに1台、トンネル内は100mおきに1台
 首都高速以外 : 1kmおきに1台、トンネル内は200mおきに1台

各都道府県の市街地(人口集中区域)と市街地以外の地域を国勢調査統計地域メッシュに基づいて細分化し、市街地について第4次メッシュ(500m四方)、市街地以外の地域(可住地域に限る。)について第3次メッシュ(1km四方)を得た上で都道府県ごとに、次の算定式により得た数を下回らないものとする。

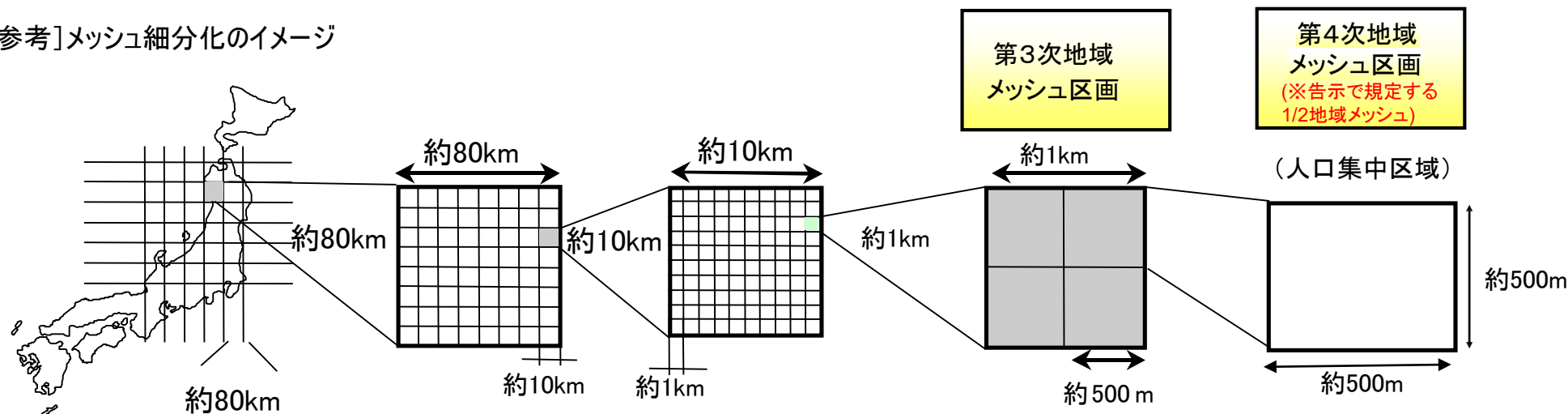
メッシュ総数(第3次メッシュ数+第4次メッシュ数) × メッシュカバー率(※) = 必要な設置台数

※都道府県ごとに告示で規定されている。

東京の例 : 4,853(メッシュ) × 85.9% ≒ 4,169台 < 14,596台 (R元年度末における実際の設置台数)

沖縄の例 : 1,980(メッシュ) × 58.6% ≒ 1,161台 < 1,255台 (R元年度末における実際の設置台数)

[参考]メッシュ細分化のイメージ



第3次地域メッシュ区画:第2次地域メッシュ区画を縦横に10等分したもの
第4次地域メッシュ区画:第3次地域メッシュ区画を縦横に2等分したもの

- ・ 第一種公衆電話については、法令を遵守した上で、地域の実態に応じて設置場所を選定している。
- ・ 第二種公衆電話については、利用が多く見込まれる場所に設置しており、需要に応じて撤去するか否かを判断している。

区 分	設置台数 (NTT東西合計) 〈2019年度末〉	設置の考え方等
第一種公衆電話 (ユニバーサルサービス制度の対象)	10.9万台	＜設置基準：電気通信事業法施行規則第14条＞ ○社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、市街地においては概ね500m四方に一台、それ以外の地域にあっては概ね1km四方に一台の基準により設置。 ＜具体的な設置場所について：NTT東西HPより＞ ・ 第一種公衆電話は、誰でも24時間利用可能な公衆電話を確保するため、原則として屋外の公道上あるいは公道に面した場所に設置している公衆電話としています。 ・ 多くの人が集まる場所については同一地域でも複数台を設置し、緊急時・災害時における利用者利便に配慮しています。 ・ 設置場所については、各地域の実態に応じて選定しており、例えば、公共施設の前の路上、駅前・バス停付近等の路上、コンビニの軒先等が挙げられます。
第二種公衆電話	4.3万台	○公衆電話の利用が多く見込まれる場所に、利用の実態に応じて設置。利用額が月額4,000円未満のものを随時撤去。 ＜撤去基準(月額利用料金4,000円未満)の根拠＞ 委託公衆電話の維持に係る費用(保守費、委託手数料等)が平均で月額4,000円程度となっているため。なお、本費用は公衆電話を設置しているだけで必要となる費用のみであり、通信等に係る費用も含めた場合は赤字。

第二種公衆電話の設置場所

33

- 第二種公衆電話の具体的な設置場所としては、東西ともに、公共施設やコンビニ等の公道上が多い。

	屋外	(再掲) 終日利用可	(再掲) 連接除き	(再掲) 首都圏・ 政令指定都市	屋内	屋内・屋外計	＜参考＞ 第一種 公衆電話 設置状況
東日本	1,639	1,508	1,409	367	9,703	11,342	57,983
駅前・バス停付近等の路上等	172	156	118	24	915	1,087	5,774
公共施設前の路上等(公民館含む)	170	155	154	21	5,338	5,508	10,793
コンビニの軒先等	324	324	324	102	4	328	7,737
その他の公道上等	835	785	725	211	2,420	3,255	28,313
学校・保育所	138	88	88	9	1,026	1,164	5,366
西日本	8,312	7,590	6,934	2,105	23,004	31,316	50,672
駅前・バス停付近等の路上等	599	510	366	76	2,009	2,608	3,507
公共施設前の路上等(公民館含む)	1,338	1,253	1,212	226	13,315	14,653	12,225
コンビニの軒先等	608	607	605	142	8	616	3,405
その他の公道上等	5,093	4,942	4,477	1,636	4,836	9,929	27,639
学校・保育所	674	278	274	25	2,836	3,510	3,896

(単位: 台)

令和元年度における第二種公衆電話の増減台数の内訳	NTT東日本	NTT西日本
➤ 増減数合計	▲626台	▲3,275台
➤ 純撤去数	▲318台	▲2,804台
・内訳(利用額別)		
月額4,000円未満	▲247台	▲2,671台
" 以上	▲71台	▲133台
➤ 指定替え	▲556台	▲1,068台
➤ 移設・新設	+248台	+597台

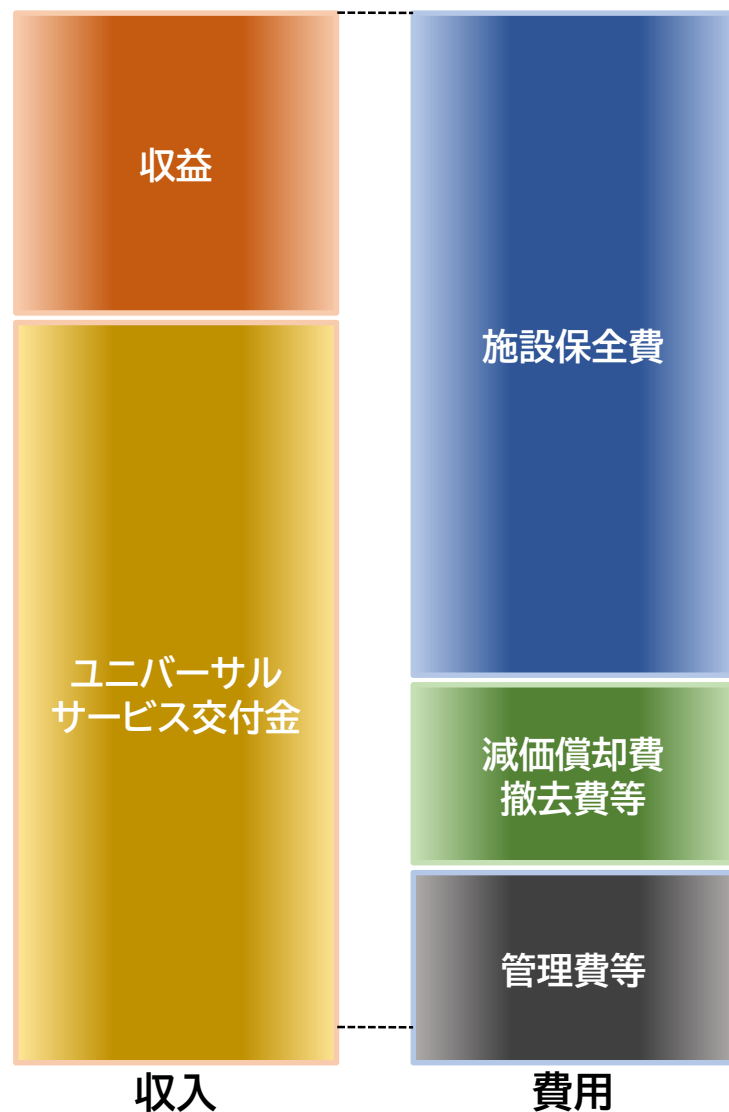
- 公衆電話と同様、「地域における公共サービスの利用拠点であること」「一定の移動圏域内に一台以上あることが期待されているもの」「無人(器物)」であること等の特徴に照らし、類似するものと比較した。
- 必ずしも数値基準が定められているものばかりではなく、地理的条件や利用ニーズ等を勘案した実質的な基準を採用している例も見られ、また、設置数でみても、第一種公衆電話の10.9万台は比較的多い部類に入ると考えられる。

	設置基準等	根拠法	設置数等
郵便ポスト (郵便差出箱)	数値基準なし(実質的基準) - 各自治体内に満遍なく設置すること。 - 主として、公道上、公道に面した場所等、駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。	日本郵便の定める「郵便業務管理規程」(総務大臣認可)	設置本数:179,129本 (日本郵政ディスクロージャ)
非常電話 (高速道路)	数値基準あり - 標準:1kmおき - トンネル内:200mおき	トンネルについては「道路トンネル非常用施設設置基準について」(国土交通省局長通知)	—
指定避難所	数値基準なし 防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して市町村長が決定	災害対策基本法	指定避難所 78,243 (令和2年防災白書)
災害時給水ステーション	数値基準あり おおむね半径2kmの距離内に1か所開設(浄水場、給水所、応急給水槽等)	—	都内215カ所 (東京水道局HP)

【参考】 その他の地域に根ざしたサービス拠点の数 (全国)

- 交番・駐在所 交番:約 6,300箇所 駐在所:約6,200箇所(令和2年版 警察白書より)
- コンビニエンスストア 約 56,000箇所 (一社日本フランチャイズチェーン協会より)
- 小学校 約 20,000箇所(文部科学省統計要覧より)
- 郵便局 約 24,000箇所

- 第一種公衆電話については、施設保全費(端末保守等)が費用の多くを占めている。
- 現状では、すべての収容局において赤字となっていることから、ユニバーサルサービス交付金による補填により、収支相償を図ることとしている。



端末コストについて

- 第一種公衆電話は、一般電話（災害時用公衆電話も同じ）と比較し、回線コストは変わらないものの、端末の保守・運用に係るコストがかかる。
- 具体的には、料金收受機能や災害時優先通信に係る機能等を具備する観点から、施設保全費が多額に及んでおり、効率化が課題となっている。

【参考】1台当たりの年間費用(概算)

	第一種 公衆電話	災害時用 公衆電話
主に回線にかかる費用	1.8万円	1.8万円
主に端末にかかる費用(施設保全費・減価償却費)	2.5万円	— (施設管理者が負担)
その他	0.3万円	—
合計	4.6万円	1.8万円

※ 指定電気通信役務損益明細表の基礎データを元に推計。

- 公衆電話については、欧米を含む主要先進国において、設置数の減少傾向が見られる。
- ユニバーサルサービス制度との関係については、対象外となっている国も少なくない（最近対象外となったフランスを含む）。

	アメリカ	イギリス	フランス	イタリア	オーストラリア	韓国	日本
設置数 ^(※1)	10万台	3.0万台	2600台	4万台	1.6万台	6.2万台	10.9万台 ^{※2}
人口千人当たり	0.3台	0.5台	0.04台	0.7台	0.6台	1.2台	0.9台
設置数の傾向	減少傾向 2000年 206万 2005年 122万	減少傾向 2001年 9.4万	2015年ユニバーサルサービス対象外となり、順次廃止予定 現在の残存数不明	減少傾向 2000年 約30万 2006年 約20万	減少傾向 2010年 3.5万	減少傾向 1999年 約56万 2005年 26.8万	10.9万は維持
緊急通報の扱い	○	○	制度上現在は規定なし	○	○	○	○
緊急時優先電話の扱い	×	×	×	×	×	要調査	○
ユニバーサルサービス	対象外 ^{※4}	対象 (基金を稼働していない)	対象外 ^{※5}	対象	対象	対象	対象
補填の仕組み	—	—	—	収入費用方式 ・設置基準により定められた最少台数のみが補填対象。 ・同一の位置に複数台設置されている場合、最小台数以外は補填対象から除外する。	収入費用方式 ・連邦政府とTelstraの契約に基づき補填。	収入費用方式 ・郵便番号に基づく地域単位の区域別に損失を算定。 ・補填額は、売上高に応じて分担事業者が負担する。	収入費用方式 全国の提供コストと収益の差額を補填する。
補填額 ^(※3)	—	—	—	10.3億円 ^(2003年度)	34.6億円 ^(2020年度)	13.4億円 ^(2016年度)	37.1億円 ^(2019年度)

※1 公衆電話設置数は、アメリカは2016年、イギリスは2020年、フランスは2017年、イタリアは2018年、オーストラリアは2019年、韓国は2016年、日本は2020年の数値。

※2 設置が義務付けられている第1種公衆電話の数。

※3 換算レートは、1ユーロ＝128.17円（2020年）、1オーストラリアドル＝78.5円（2020年）、1ウォン＝0.096円（2020年）。

※4 連邦レベルのユニバーサル基金の対象にはなっていない。

※5 フランスの公衆電話サービスについては、2015年の法律改正により、ユニバ要素から除外された。

4.【論点③】補填の考え方について

現状

- 第一種公衆電話については、交付金制度に基づく補填に係るコスト算定の観点から、ユニバーサルサービスの対象範囲を具体的に定めている。すなわち、公衆電話は、加入電話における基本料及び端末代金に相当する料金が設定されておらず、一律の通話料によってこれらのコストを賄う必要があることから、補填対象となるサービスについても、端末代金及び市内通話料金に相当する部分を対象範囲として定めている。
- また、交付金制度に基づく補填に当たっては、現在、全ての収容局における第一種公衆電話の収支が赤字となっていることから、補填額の算定においても、加入電話のように対象地域を不採算地域に限定するのではなく、すべての地域を対象として、収入と費用を相殺することとしている。

論点(案)

- ユニバーサルサービスの対象となる第一種公衆電話の範囲に関し、加入電話相当部分に限られている点について、公衆電話の利用に占める市内通話の割合や交付金による補填の規模等の現状を踏まえ、維持していくべきか。
(仮に、維持していく場合、IPマイグレーションの影響により、加入電話の距離別料金がなくなることを見据え、市内通話相当分に限られている算定について、どう考えていくべきか。)
- 交付金制度に基づく補填に関し、収入費用方式(相殺型)となっている点について、維持していくべきか。
(仮に、維持していく場合、公衆電話に対する補填の節減とユニバーサルサービスの安定的な提供を図っていくことの両立が求められていることとの関係について、どう考えていくべきか。)

ユニバーサルサービス基金制度の在り方(H17.10.25 情報通信審議会答申)

第3章 補填額の算定

第4節 特別な算定

1 公衆電話

- 1 第一種公衆電話については、第2章第4節で述べたとおり基金による補填の対象とすべきであるが、現時点では事実上全ての収容局における第一種公衆電話が赤字となっていることを踏まえ、補填額の算定に当たって加入者回線アクセスの場合のような対象地域の限定は行わず、相殺型の収入費用方式を採用することが適当と考えられる（図表10参照）（略）。
- 2 ただし、収入費用方式を採用すると赤字額の拡大に伴い基金による補填額が増加する。今後、携帯電話の普及等により更に第一種公衆電話の利用が減少すると見込まれる中、NTT東・西において赤字額の抑制を図るためのインセンティブが強く働く方式の採用が必要と考えられる。

災害等緊急時における有効な通信週案としての公衆電話の在り方(H24.3.1 情報通信審議会答申)

第3章 災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方を踏まえたユニバーサルサービス制度の在り方

第3節 特設公衆電話の扱い

(2) 特設公衆電話の費用の取扱いの在り方

特設公衆電話は、第一種公衆電話により満たすことが期待される災害等緊急時における通話ニーズにも対応するものであること等から、それについて、ユニバーサルサービスの対象とし、一定の設置を求めるとともに、その費用の一部を補填するとの考え方ができるのではないかと意見がある。

しかしながら、特設公衆電話（事前配備）は、NTT東西が自主的に取組を行うこととしているものの、その取組はまだその緒についたばかりである。また、費用負担の在り方については、ユニバーサルサービス制度の枠組みを活用するとの考え方以外にも、国等による災害対策費用として負担するべきであるという考え方、企業が社会的責任として負担するべきであるとの考え方など、様々な考え方が示されている。

こうしたことなどから、まずはこれまでどおりNTT東西における自主的な取組として進めることが適当であり、今後、必要に応じて、その状況を確認しつつ、改めて検討をすることが適当であると考えられる。

近年、基礎的電気通信役務に対する補填額は、加入電話よりも公衆電話の割合が高い状況となっている。

会計年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ユニバ収支(億円)	-518	-849	-1,254	-1,312	-1,185	-1,103	-1,079	-1,022	-819	-818	-816	-796	-535	-395	-572
加入電話	-472	-809	-1,213	-1,270	-1,143	-1065	-1039	-981	-781	-783	-783	-758	-502	-362	-539
公衆電話	-46	-40	-42	-42	-43	-38	-40	-41	-38	-35	-33	-38	-34	-32	-33
認可年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
補填額(億円)	152	136	180	188	152	111	74	69	69	68	69	65	65	66	67
加入電話	121	93	138	146	110	71	35	30	30	30	32	29	28	28	29
公衆電話	31	43	42	43	42	40	38	39	39	37	37	36	37	38	38
適用年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1 番号あたりの 月額負担額 (番号単価)	7円	6円	8円	8円	7円	(1～6月) 5円	3円	3円	2円	(1～6月) 2円	(1～6月) 2円	2円	(1～6月) 2円	2円	(1～6月) 3円
						(7～12月) 3円				(7～12月) 3円	(7～12月) 3円		(7～12月) 3円		

